第七号様式記載要領9中「税額㉚」を「税額㉜」に改める。
第七号の二様式の表を次のように改める。

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

政令第９条の７第７項ただし書の規定の適用の有無			有・無
当期において控除する外国税額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥）	①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱）	②	
	計　①＋②	③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②））	④	
	外国税額のうち④の額を超える額　③－④	⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③）	⑥	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑）	⑦	
	計　⑥＋⑦	⑧	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額）	⑨	
前３年以内の控除未済外国税額		⑩	
当期分として算定した法人税割額（⑲又は第６号様式の⑦－⑧）		⑪	
当期において控除する外国税額（⑪若しくは（⑨＋⑩）のうち少ない額又は⑳）		⑫	

前３年以内の控除未済外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬－⑭ ⑮
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
当期分			
計	⑩　円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額 ⑯	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑰	各道府県ごとに控除する外国税額（⑯又は⑰のうち少ない額）⑱
		人	円	円	円
合計				⑲	⑳